

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 内郷地区社会福祉協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、内郷地区社会福祉協議会(以下「本会」と云う)と呼び、事務所を宮前ローズタウン内「よもぎの園」に置く。

(区域及び構成)

第2条 本会の区域は、内郷地区を範囲とし、福祉委員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、この地区内の住民がお互いに協力して地域の社会福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、概ね次の事業を行う。

- (1)社会福祉のための啓発宣伝並びに調査研究
- (2)青少年、児童福祉のための活動
- (3)高齢者並びに障害者福祉のための活動
- (4)くらしの福祉活動
- (5)社会福祉に関わる文化事業及びレクリエーション活動

(福祉委員)

第5条 本会の福祉委員会は、地区内の別表にある選出区分のものであって、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会(以下「市社協」と言う)会長より委嘱を受けた福祉委員で組織し、会の運営にあたる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)役員は会長1名、副会長1名、会計1名、書記1名、総務1名、事務局長1名とする。
- (2)役員は、福祉委員会において選出する。

(理事)

第7条 理事は、役員及び事業部長で構成する。

(理事の任務)

第8条 理事の任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- (3)事務局長は、会議の運営及び事業の推進事務を担当する。
- (4)会計は、会計事務を担当する。
- (5)総務は本会の総務を担当する。

(6)書記は理事会等の記録を担当する。

(7)事業部長は部員の互選により選出し、部を統括し事業を推進する。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第10条 本会に監事を置く。

(1)監事は2名とし、理事会が委嘱する。

(2)監事は、庶務会計を監査する。

(3)監事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第11条 本会運営に関し、助言を受けるため顧問を置くことができる。

(1)顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(2)顧問は、会長の諮問に応じ、必要な場合は会議に出席して意見を述べることができる。

(3)顧問の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第12条 会議体は、理事会、福祉委員会、各事業部会とする。

(1)理事会は、毎月定例で行なう。

(2)福祉委員会は、原則年4回以上とする。

(3)事業部会は、各事業部ごとに、適宜開催する。(但し、議長は各事業部長)

(福祉委員会)

第13条 福祉委員は、福祉委員会を組織し、次の事項を審議する。

(1)規約の制定及び改廃に関する事項

(2)役員の選出に関する事項

(3)事業計画及び予算に関する事項

(4)事業報告及び決算に関する事項

(5)その他、重要事項

(議決の方法)

第14条 福祉委員会は、定数の過半数の出席により成立し、その過半数をもって

決する。可否同数の時は、議長の決することによる。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を審議調整し会の運営にあたる。

(1)福祉委員会に付議すべき事項

(2)本会の諸事業の調整に関する事項

(3)その他、必要な事項

(事業部会)

第16条 事業部会は、各事業部を指し、事業計画を作成し実行推進する。

(経 理)

第17条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

(1)市社協支出金

(2)寄付金

(3)事業に伴う収入

(4)その他の収入

(会 計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(雑 則)

第19条 本規約に定めのない事項については理事会で決定し、福祉委員会で承認を得る。

附 則

1. この規約は、平成18年4月1日から施行する。
2. 変更履歴(平成18年4月1日)
 - (1)役員会と理事会を統合し、「理事会」とした。
 - (2)役員に「総務」を追加した。
 - (3)専門部会の名称を「事業部会」とした。
3. 監事規約一部改定(平成22年9月12日)
4. 役員の数・任期変更及び顧問の条項追加(平成31年4月1日)
5. 条項の入替え・追加、文言の訂正(令和2年4月1日)

別表

名 称 ・ 区 分 など
区長・町会長など(連絡長)
民生委員・児童委員
自治会の代表
ボランティア(グループ)
ボランティア(個人)
高齢者の団体(高齢者クラブなど)

青少年相談員
保護司
学校
PTA・父母会
こども会・こども会育成会
食生活改善推進員
日赤奉仕者
当事者・団体など
社会福祉施設
商店会など
各種団体
その他地域福祉推進の協力者